相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道余市郡余市町黒川町三丁目八番地、最後の住所北海道余市郡仁木町北町一〇丁目六番地二　被相続人　亡　本間　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

事務所北海道小樽市稲穂二丁目二二番一号　小樽経済センタービル五階　相続財産管理人　弁護士　鹿角　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区発寒五条二丁目六二番地、最後の住所札幌市中央区北二条東七丁目八二番地　ラポール永山公園一二〇四号　被相続人　亡　末松　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四番　札幌ＡＢＥビル四階　野田信彦法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　正佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市上町二九番地、最後の住所福島県福島市上町五番二〇号　被相続人　亡　佐藤　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

福島県福島市北五老内町二番三八号　相続財産管理人　弁護士　菅野　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市伊香保町伊香保五八番地五、最後の住所群馬県渋川市伊香保町伊香保五八番地五　被相続人　亡　池田　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号　大手町ビル二〇二　相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力五丁目一八番地三、最後の住所埼玉県加須市花崎北一丁目一九番地七花崎駅前ダイカンプラザ六〇九号　被相続人　亡　伊藤　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号浦和大熊ビル三階　相続財産管理人　弁護士　若狭　美道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市大広戸七三六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県草加市高砂二―二一―三七　エクセランサビル二階　草加法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡鮭川村大字庭月七五八番地二、最後の住所千葉県船橋市田喜野井四丁目一番三二号　被相続人　亡　井関　武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

事務所千葉県船橋市本町一―二六―二　船橋ＳＦビル四階　葛南総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森本　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区高島平七丁目四一番、最後の住所東京都板橋区高島平七丁目四一番一―五〇二号　被相続人　亡　柴崎　征正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住寿町四三番地、最後の住所長野県松本市県二丁目三番一七号むつみの郷あがた　被相続人　亡　日野徳次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

東京都中央区銀座三丁目八番五号銀商ビル四階緑川由香法律事務所　相続財産管理人　弁護士　緑川　由香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市正能七五七番地、最後の住所青梅市今井一丁目二五八六番地　武蔵野台病院　被相続人　亡　青木　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

日野市三沢四―三―一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区余丁町三三番地、最後の住所東京都墨田区石原二丁目二〇番一号山田記念病院　被相続人　亡　早川　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

東京都港区西新橋一丁目四番一四号物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所　相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市平塚新宿一一七七番地、最後の住所神奈川県平塚市出縄四七六番地平塚病院　被相続人　亡　二宮　晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

神奈川県平塚市宮の前二―三　桂エンタープライズビル五階　平塚宮の前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋本　乃亜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区夕栄町四四八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田宮ハルエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十一日

新潟県新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル四階　新緑法律事務所　相続財産管理人　弁護士　氏家　信彦